

公衆用道路等に面する 危険ブロック塀等撤去及び築造の 補助金制度が創設されました！

1 危険ブロック塀等撤去補助金

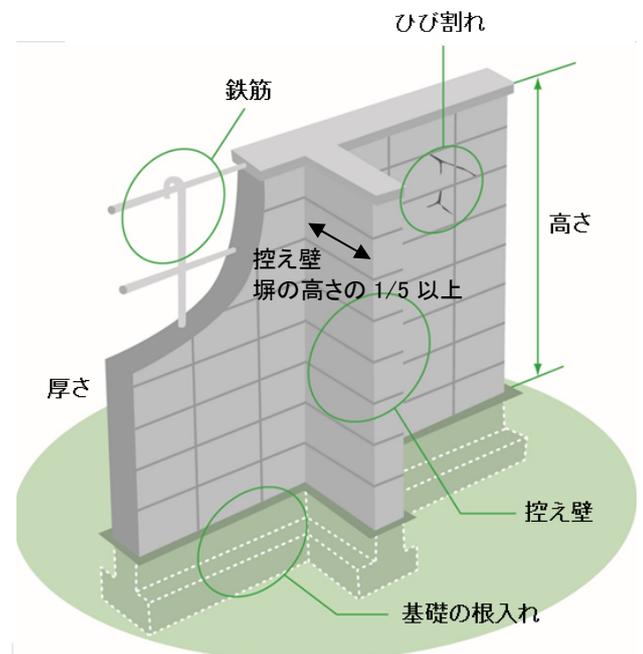
道路に面した高さ 80cm 以上の塀又は門柱（ブロック塀、石造その他の組積造、万年塀）で、下記の点検項目のうち “ひとつでも” 該当しないものがあれば補助金の対象となります。

◆ブロック塀の点検項目

- 1 塀の高さは地盤から 2.2m 以下
- 2 塀の厚さは 10cm 以上
(塀の高さが 2m 超 2.2m 以下の場合には 15cm 以上)
- 3 塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がある (塀の高さが 1.2m 超の場合)
- 4 コンクリートの基礎がある
- 5 塀に傾き、ひび割れはない
- 6 塀の中に適切な鉄筋が配筋されている
(専門家のチェックが必要)
- 7 基礎の根入れ深さは 30cm 以上
(塀の高さが 1.2m 超えの場合)

◆組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の 塀の点検項目

- 1 塀の高さは地盤から 1.2m 以下
- 2 塀の厚さは十分 (10cm 以上)
- 3 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある
- 4 基礎がある
- 5 塀に傾き、ひび割れはない
- 6 基礎の根入れ深さは 20cm 以上



◆万年塀の点検項目

- 1 塀に傾き、ひび割れはない

危険ブロック塀等撤去工事の補助対象となるもの

- 上記点検項目で不適合のある危険ブロック塀等の撤去工事で、その処理処分まで行うもの
- 公衆用道路などに面するブロック塀等（隣地境界にある塀等は除く）
- 市内業者によるもの
- 同一敷地の申請は 1 回までとする

危険ブロック塀等撤去工事の補助対象とならないもの

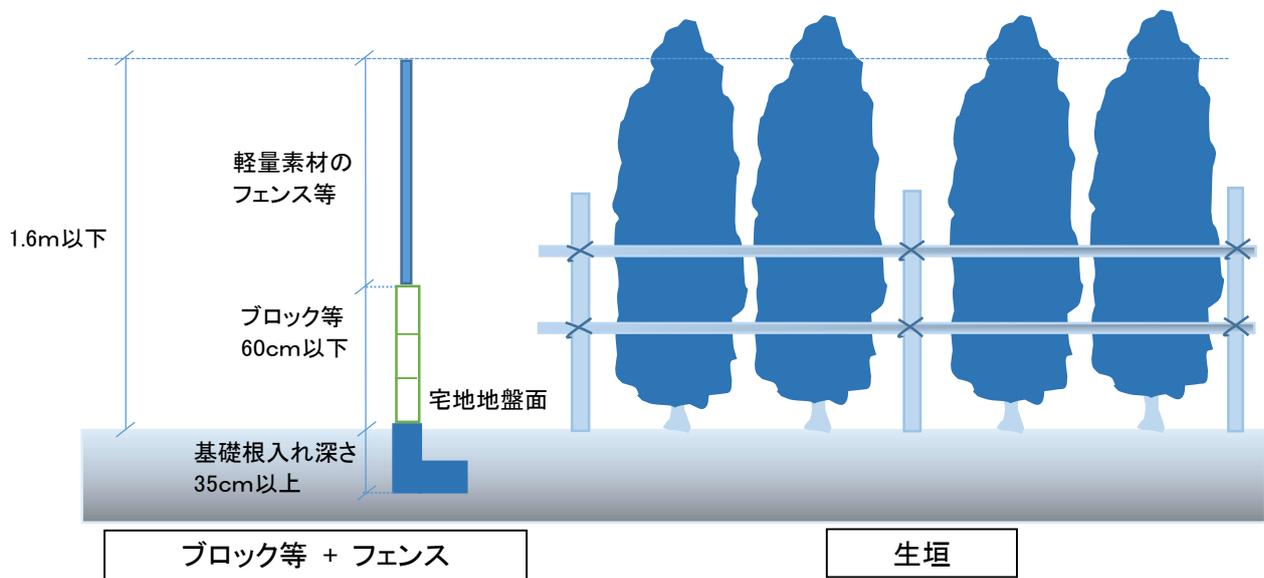
- × 市の交付決定を受ける前に工事着手したもの
- × 販売を目的とした整地や開発行為等に伴うもの
- × ブロック塀の部分的な除却等の改修工事
- × 建築基準法第 42 条第 2 項道路の後退違反など、明らかに建築基準法違反があるもの

2 生垣の設置又はフェンス等築造補助金

危険ブロック塀等を撤去したのちに、上尾市地区計画に準じた仕様で、下記の条件で設置される生垣又はフェンス等を築造する際に補助金がでます。

1. 適法な軽量素材のフェンス等（原則高さ 1.6m まで）
2. 適法な原則高さ 60 cm以下のブロック塀や石積で、適切に鉄筋が配置され、基礎の根入れ深さは原則 35cm 以上のもの（その上にフェンス等を設置する場合は全体の高さが 1.6mまで）
3. 生垣（道路側に枝等が出ないように保全するもの）

※危険ブロック塀等は撤去済で、これからフェンス等を築造する場合、本補助金の利用はできません。



3 補助金額

事業	補助の内容	補助額の上限
ブロック塀等撤去	1m ² あたり 7,000 円または工事額のうち少ない額	20 万円
生垣の設置又はフェンス等築造	1m あたり 15,000 円または工事額の 1/2 のうち少ない額	20 万円

注) 補助金をご利用する際には、その他いくつかの要件がありますので、まずは **“着手前”** にご相談を！

上尾市都市整備部建築安全課

〒362-8501 上尾市本町3-1-1
電話：048-775-8490（直通）
FAX：048-775-9906
メール：s358000@city.ageo.lg.jp

